

深川地方の一般工場労働者諸君に訴ふ

我々は何故争議を敢行したるか

我々セメント五軒社の男今後業員は明年一月より実施される

健康保険法の負担額(二月一日から九月十九日)のあり方に高いの

で、その金額を資本家職員担せよと要求した

我々は何故に金額百六担を要求しよるか

現在の我々は平均月給一円五毛と云ふ安賃金で勉めたり此の晝
夜交替で働らねばならぬ。こんな安い賃金ではとも人間らしい
生活はおろか、満足に食事も養ふことが出来ぬ。おまけに健康は
工場での怪我も、多かり病気に罹りたりする。健康が損なわれる
ではないか。然るに、その安い賃金と晝夜兼業とは、自然健康を悪く
する。又、我々が利益をするために、五百の後業員は、血と肉とを、我々の
前に捧げねばならぬ。従つて、健康の病氣、怪我の場、其の費用を全部、資本
家が負担するのには、あたりに、ない。健康保険法は、然る後業員が負ふべき責任
を、資本家労働者に負せよとする。彼等の健康である、の。資本
家と我々との間に、吾々は、たまたま、ある事、は、出来ぬ。

金労働者階級の利益の為に諸君は直ちに起つて應援せよ

従つて、我々の勝敗は、我々セメント工場後業員ばかりでなく